

令和2(2020)年度 授業料免除申請の主な変更点等について

大学院及び別科の学生

従来どおり、大学独自の授業料免除(全額免除・半額免除)を実施しますが、以下の事項について、変更します。

【総所得金額の算定方法の変更】

日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金の基準に準じます。

(1)世帯

世帯の構成員を本人と同一生計の方全員としていましたが、本人と生計維持者(原則、父母。父母ともいない場合は、父母に代わる者)及び所得税法上生計維持者に扶養されている者とします。

そのため、収入状況に係る提出書類(源泉徴収票、所得・課税証明書等)は、本人及び生計維持者分のみとなります。生計維持者ではない、あるいは生計維持者に扶養されていない祖父母・兄弟姉妹・叔父叔母等は同一世帯員とはなりません。また、収入状況に係る書類の提出は不要です。なお、別居していても生計維持者に扶養されている者は、同一世帯員となります。

独立生計者及び私費外国人留学生の提出書類に変更はありません。

(2)臨時的な所得

退職金、保険金、資産の譲渡による所得および山林所得のようにその年度限りの性質をもつ収入は、総収入金額に含めません。

(3)「母子・父子世帯」の特別控除

源泉徴収票または確定申告により寡婦(父)控除を受けていることが確認できる場合にのみ控除します。

(4)「長期療養者のいる世帯」の特別控除の廃止

申請時現在6か月以上の療養期間を要している者の医療費、療養費等は控除しません。

(5)「主たる生計維持者が別居している世帯」の特別控除の廃止

生計維持者が単身赴任等で別居している場合の居住費、光熱水料費等は控除しません。